

「自然公園小委員会の設置について」の改正について（案）

平成 25 年 月 日

自然環境部会決定

平成 13 年 3 月 23 日付け自然環境部会決定「自然公園小委員会の設置について」の全部を別添のとおり改正する。

## 自然公園小委員会の設置について（案）

平成25年 月 日  
自然環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1 自然環境部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、自然公園小委員会を置く。
- 2 自然公園小委員会は、自然公園法（昭和32年法律161号）の規定により中央環境審議会の権限に属させられた事項のうち、次に掲げる事項（国立・国定公園の新規指定及びこれに伴う公園計画の決定その他の自然公園法の施行上重要な事項に関するものとして自然環境部会長が認めるものを除く。）を調査審議する。
  - イ 国立公園又は国定公園の区域の変更に関するもの
  - ロ 国立公園又は国定公園の公園計画の変更に関するもの
  - ハ 国立公園の公園事業の決定等及び生態系維持回復事業計画の策定等に関するもの
- 3 自然公園小委員会の決議は、部会長の同意を得て、自然環境部会の決議とすることができる。

中央環境審議会自然環境部会  
自然公園小委員会委員名簿

平成25年3月現在

○は小委員長

【臨時委員】

小泉 透	独立行政法人 森林総合研究所 野生動物研究領域長
小泉 武栄	国立大学法人 東京学芸大学教授
桜井 泰憲	国立大学法人 北海道大学大学院水産科学研究院教授
○下村 彰男	国立大学法人 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
中静 透	国立大学法人 東北大学大学院生命科学研究科教授
堀内 康男	国立公園関係都市協議会会長（黒部市長）
宮本 旬子	国立大学法人 鹿児島大学大学院理工学研究科准教授

【専門委員】

江崎 貴久	鳥羽市エコツーリズム推進協議会会長・ 海鳥遊民くらぶ代表
大黒 俊哉	国立大学法人 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
河田 伸夫	全日本森林林業木材関連産業労働組合連合会 中央執行委員長
佐々木 邦博	国立大学法人 信州大学農学部教授
敷田 麻実	国立大学法人 北海道大学観光学高等研究センター教授
関 智子	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 青少年教育研究 センター主任研究員
辻本 哲郎	国立大学法人 名古屋大学大学院工学研究科教授
中村 太士	国立大学法人 北海道大学大学院農学研究院教授
原 直道	日本土地山林株式会社 代表取締役社長
広田 純一	国立大学法人 岩手大学農学部教授
深町 加津枝	国立大学法人 京都大学大学院地球環境学堂准教授
吉田 謙太郎	国立大学法人 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授

## 自然公園小委員会の設置について

平成13年3月23日  
自然環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1 自然環境部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、自然公園小委員会を置く。
- 2 自然公園小委員会は、自然公園法（昭和32年法律161号）の規定により中央環境審議会の権限に属させられた事項のうち、次に掲げる事項（ラムサール条約登録湿地、世界遺産地域及び貴重な野生動植物の生息地又は生育地に係る国立公園又は国定公園の区域の変更その他の自然公園法の施行上重要な事項に関するものとして自然環境部会長が認めるものを除く。）を調査審議する。
  - イ 国立公園又は国定公園の区域の変更のうち、変更される区域の総面積が1,000haを超えないものに関するもの
  - ロ 国立公園又は国定公園の公園計画の変更（イに該当しない公園の区域の変更に伴う公園計画の変更を除く。）に関するもの
  - ハ 国立公園の公園事業の決定等に関するもの
- 3 自然公園小委員会の決議は、部会長の同意を得て、自然環境部会の決議とすることができる。

## 自然公園小委員会の運営方針について

平成13年3月23日

自然環境部会長決定

### 1 会議の公開

#### (1) 会議の公開・非公開

小委員会は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合又は特定の野生動植物の保護に著しい支障を及ぼすおそれのある場合には、小委員長は、小委員会を非公開とすることができる。

#### (2) 公開する場合の必要な制限

小委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。

### 2 出席者

代理出席は認めない。欠席した委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）については、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。

### 3 会議録

#### (1) 会議録の作成、配布

- ①会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。
- ②会議録の調製に当たっては、当該会議に出席した委員等の了承を得るものとする。
- ③会議録は、小委員会に属する委員等に配布するものとする。

#### (2) 会議録及び議事要旨の公開

- ①公開した会議の会議録は、公開するものとする。また、非公開とした会議の会議録であっても、小委員会が認めたときは、公開することができる。
- ②小委員会の会議について、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- ③公開した会議の会議録（小委員会が公開を認めた会議録を含む。）及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備え付けにより行うものとする。